

## 身近なみどり市町村支援事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、「身近なみどり市町村支援事業補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）に基づいて補助する事業（以下「身近なみどり市町村支援事業」という。）について、事務を適切に執行するため、事業の実施等に関して必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### 一 みどりの創出

自然環境がほとんど失われた地域において、屋上緑化、壁面緑化、樹木の植栽、芝・その他の地被植物による緑化等により緑の空間を創り出し、その地域の自然生態系を取り戻す行為。

#### 二 園庭・校庭

学校教育法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、中等教育学校。就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園、児童福祉法に規定する保育所における運動場。

#### 三 芝生化

本補助金を利用し、県内の園庭・校庭で 50 m<sup>2</sup>以上の芝生の新規植栽と植樹を組み合わせ実施すること。

#### 四 芝生維持管理

本補助金を利用して芝生化を実施した県内の園庭・校庭において、補助対象期間内に維持管理を実施すること。

### (補助対象経費)

第3条 要綱第2条に掲げる補助対象経費は次のとおりとする。

#### 一 市町村が実施主体となるみどりの創出

##### イ みどりの創出に要する工事費

##### ロ 公立の園庭・校庭の芝生化に要する経費

##### ハ 当要綱又は平成28年度以降に「みどりいっぱい園庭・校庭促進事業補助金交付要綱」により補助を受けて芝生化を実施した園庭・校庭の芝生維持管理に要する経費。ただし、芝生化の実施年度から4年間又は実施年度の翌年から3年間に限る。

##### ニ みどりの基金を活用した事業である旨がわかる案内板設置に要する経費

#### 二 市町村における事業者等の活動補助に要する経費

##### イ みどりの創出に要する工事費。

- ロ 私立の園庭・校庭の芝生化に要する経費
- ハ 要綱又は平成 28 年度以降に「みどりいっぱい」の園庭・校庭促進事業補助金交付要綱により補助を受けて芝生化を実施した園庭・校庭の芝生維持管理に要する経費。ただし、芝生化の実施年度から 4 年間又は実施年度の翌年から 3 年間に限る。
- ニ みどりの基金を活用した事業である旨がわかる案内板設置に要する経費

(補助対象外経費)

第 5 条 次の各号に掲げる経費については、補助金の交付の対象としない。

- 一 次のいずれかに該当する緑化に要する経費。ただし、園庭・校庭の芝生化及び芝生維持管理に係る経費を除く。
  - イ ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和 54 年埼玉県条例第 10 号）第 26 条及び第 26 条の 2 に該当する区域にあって、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則（昭和 54 年埼玉県規則第 72 号）第 25 条に定める緑化基準の範囲内で行う緑化に要する経費
  - ロ 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 34 条第 1 項の規定により定められた緑化地域及び同法第 39 条第 2 項の地区計画等緑化率条例により緑化率の最低限度が定められた区域にあって、定められた緑化率の範囲内で行う緑化に要する経費
  - ハ ロに定めるもののほか、市町村が定める緑化に関する条例に定める緑化基準の範囲内で行う緑化に要する経費
- ニ 家具類、電化製品等の備品を調達する経費。ただし、園庭・校庭の芝生化及び芝生維持管理に係る経費を除く。
- 三 事業地の造成に要する経費が、緑化事業の補助対象事業費の 20% を超える場合、その超える部分の経費
- 四 事業に係る土地購入費、設計費、設計監理料及び申請料等の経費
- 五 国庫補助金、他の県費補助金等、この補助金以外の公的補助金の交付を受ける事業の経費
- 六 その他事業の直接的費用と認めがたい経費

(補助額)

第 4 条 補助上限額、補助額及び補助率は、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

(留意事項)

第 5 条 補助事業を実施するに当たっては、次の各号に留意すること。

- 一 できる限り生物多様性の保全に配慮した植物選定を行うこと。
- 二 みどりの組織及び事業者の活動補助を行う場合で、芝・その他の地被植物による緑化を行う場合は、原則として 500 m<sup>2</sup>以上を緑化すること。ただし、私立の園庭・校庭における芝生化を除く。
- 三 「彩の国みどりの基金」を活用した事業である旨がわかる案内板の設置を行うこと。ただし、当該案内板がすでに設置されている区域において、過年度から継

続して行う事業の場合はこの限りでない。なお、案内板は B4 サイズ  
(257mm×364mm) 以上とすること。

四 補助対象事業を実施しようとする市町村は、原則メールにより、各年 10 月 31  
日までに要綱第 7 条で定める申請書をみどり自然課へ提出するものとする。

(留意事項)

第 5 条 補助事業を実施するに当たっては、次の各号に留意すること。

一 できる限り生物多様性の保全に配慮した植物選定を行うこと。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

(1) 市町村が実施主体となるみどりの創出

補助対象経費	補助率及び補助上限額
みどりの創出に要する工事費	補助率：補助対象経費×1/2 補助上限額：10,000 千円
公立の園庭・校庭における芝生化及び芝生維持管理費	別表 2 のとおり

(2) 市町村における事業者等の活動補助

補助対象経費	補助率及び補助上限額
みどりの創出に要する工事費	補助率：市町村が補助する経費×1/2 補助上限額：5,000 千円
私立の園庭・校庭における芝生化及び芝生維持管理費	別表 2 のとおり

別表 2

(1) 園庭・校庭における芝生化

分類	面積	補助率	補助上限額
公立校庭	1,000 m <sup>2</sup> 以上	7,000 千円以内 補助対象経費×10/10	15,000 千円
		7,000 千円超 補助対象経費×1/2	15,000 千円
	1,000 m <sup>2</sup> 未満	補助対象経費×1/2	10,000 千円
公立園庭		補助対象経費×1/2	1,500 千円
私立校庭		市町村が補助する経費×1/2	5,000 千円
私立園庭		市町村が補助する経費×1/2	750 千円

(2) 園庭・校庭における芝生維持管理

イ 公立施設における補助上限額等

補助率： 補助対象経費×10/10

補助開始時期	芝生化年度	翌1年目	翌2年目	翌3年目	合計
芝生化年度～	500千円 75千円	800千円 120千円	800千円 120千円	300千円 45千円	2,400千円 360千円
翌年度～		800千円 120千円	800千円 120千円	800千円 120千円	2,400千円 360千円

ロ 私立施設における補助上限額等

補助率： 市町村が補助する経費×1/2

補助開始時期	芝生化年度	翌1年目	翌2年目	翌3年目	合計
芝生化年度～	250千円 38千円	400千円 60千円	400千円 60千円	150千円 22千円	1,200千円 180千円
翌年度～		400千円 60千円	400千円 60千円	400千円 60千円	1,200千円 180千円

\* 枠内上段：校庭補助上限額、枠内下段：園庭補助上限額